

令和 8 年度 年間事業実施計画書

都市公園名	新潟県立植物園
指定管理者名	国際総合学園・都市緑花センターグループ (指定管理期間令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日)
所在地	新潟市中央区長潟 570 番地
電話番号	025-257-8711
ファックス番号	025-257-8766

事業実施計画書（目次）

1. 管理運営方針

2. 利用促進やサービス向上及び調査研究

- (1) 環境への配慮
- (2) 県内産業振興や雇用への配慮
- (3) 事業評価業務
- (4) 利用促進業務
- (5) 供用日・供用時間及び利用案内業務
- (6) 利用料金の徴収等業務、有料公園施設の運営業務、行為許可業務
- (7) 意見聴取業務
- (8) 展示業務
〔観賞温室第1室〕〔観賞温室第2室・3室〕〔情報センター、園地等、その他〕
- (9) 普及啓発業務
- (10) 調査研究業務
- (11) 広報業務
- (12) 自主事業
- (13) 地域・住民との連携業務、関係機関との連絡調整

3. 施設、設備及び備品等の管理

- (1) 維持管理業務
〔清掃〕〔巡視点検〕〔一般施設の維持管理〕〔管理事務所の管理〕
〔物品の使用・管理〕
- (2) 樹木等植物育成管理業務
〔観賞温室内植物管理〕〔栽培温室、育種温室管理〕〔園地管理〕

4. 適切な管理と安全を確保できる組織・体制

- (1) 管理運営体制
- (2) 職員の能力向上
- (3) 安全対策・緊急対応
- (4) 記録等の作成及び保管

1. 管理運営方針

当園は「教育・普及」、「収集・保全」、「調査・研究」、「憩い・観賞」を植物園の使命と捉えて管理運営を行っています。本指定管理期間においては、中間にあたる令和10年に開園30周年を迎えることから、期間の前半は「収集・保全」と「憩い・観賞」に力を入れて園の魅力とコレクションの充実を図り、期間の後半はそれらを生かして「教育・普及」や「調査・研究」に力を入れていきます。

また、物価上昇などで経営環境が厳しさを増す中、収入の増加と業務の効率化を図り、持続可能な運営を目指します。

(1) 植物園が果たすべき使命

①教育・普及

植物の魅力を伝える展示、「おやこ植物園」のプログラムの拡充、「花と緑の教室」の開催、学校等の教育活動への支援などを通して植物に関する学びの機会を提供し、植物や自然に対する理解を深める手助けをしていきます。

②収集・保全

アザレア、シャクナゲなど本県を代表する園芸品種の収集を進め、コレクションの充実を図ります。また、絶滅危惧植物など貴重な植物の収集・保全を進めるとともに、地域や学校による現地での保全活動を支援します。

③調査・研究

貴重な植物や自然環境の保全、植物園の魅力の向上、関連産業の振興、都市緑化の推進などに資する調査・研究を行います。また、植物と子どもの教育の関係性など、新たなテーマの研究に取り組みます。

④憩い・観賞

普段目にすることがない熱帯植物ドームの植物、ツツジやシャクナゲなど本県を代表する花木を中心とした園地の植栽、多様なテーマで開催する企画展示などにより、県民が花や植物に親しみ、憩うことができる場を提供していきます。

(2) 持続可能な管理運営

①利用者・収入の増加

園地の植栽や展示の魅力の向上、利便性やサービスの向上、広報の工夫などにより利用者及び収入の増加を図ります。

②効率的な経費の執行

光熱水費をはじめとする物価の上昇に加え、人件費の更なる上昇が見込まれる中、作業の効率化、材料調達の工夫、光熱水費の節減などにより効率的な経費の執行を図ります。

③施設の老朽化への対応

観賞温室の雨漏りや空調設備の不具合は利用者の安全性や快適性を低下させ、植物にも甚大なダメージを与える可能性があります。これらの施設や設備について、県と調整を図りながら適切に対応していきます。

2. 利用促進やサービス向上及び調査研究

(1) 環境への配慮

植物園が有する施設と人材を活用し、絶滅危惧植物など希少な植物や自然環境の保全に向けた取組を進めるとともに、脱炭素・循環型社会の一員として環境に配慮した管理運営に努めます。

(1) 自然環境の保全に向けた取組

①植物・生態系の保全

絶滅危惧植物の生息域外保全や在来植物の保全、地域の生態系に大きな影響を与える帰化植物の除去など、自然環境の保全に資する取組を行います。

②環境教育・普及啓発活動

自然環境の保全をテーマとした展示や教室、学校や関係団体と連携した環境学習プログラムの提供など、環境教育や普及啓発のための取組を行います。

③地域・生物多様性との共生

地域固有の自然環境、そこに息づく生物多様性を尊重し、展示や教室、事業活動を計画、実施していきます。

(2) 脱炭素社会の実現に向けた取組

①資源の有効活用と適正な処理

園内で発生した刈草や剪定枝などは、再利用が可能なものはできる限り再利用し、園外に搬出する場合はリサイクル業者に委託します。

再資源化が可能な段ボール・古紙・ペットボトルなどはリサイクル処理ができるよう分別し、廃棄物の減量と環境保護に努めます。

②環境に配慮した物品の使用

事業活動で使用する物品は、環境に配慮した商品（エコマーク認定商品・グリーン購入法適合商品など）を優先的に購入します。

③光熱水使用量の削減

植物園の管理には大量のエネルギーや水を使用することから、常にその使用状況を把握し、きめ細かく設備・機器の運転を調整することで使用量の削減に努めます。

併せて、県と協議しながらLED照明や省エネルギー型の設備への転換を検討します。

④環境保全に関する職員への教育・啓発

職員に対して作業用の車両や機械の使用方法、電気や水道の使用、植物発生材の取扱などに関する指導・意識啓発を行い、省エネルギーの取組を進めます。

⑤利用者への省エネ等に関する普及・啓発

当園を訪れる方々に植物園の取組や省エネルギーの工夫を紹介するとともに、関連するポスターの掲出などで環境に配慮した意識、行動の向上を図ります。

(2) 県内産業振興や雇用への配慮

1. 県内産業振興の取組

新潟県には農業、食品産業など世界に誇ることができる産業があります。また、佐渡島が世界遺産に登録され、観光の分野でも存在感を高めています。当園は植物の側面からそれらの産業の振興に貢献できると考え、企画展示などで情報発信を行ってきました。

引き続き、植物園が保有する植物コレクション、知識や技術、ネットワークなどを活かして、関連産業の支援や情報発信による需要の喚起、観光の振興などに努めます。

(1) 地域産業の振興

①花き産業

本県は長い歴史を持つ国内有数の花きの産地であり、現在も高い技術と意欲を持つ生産者が花き産業を支えています。当園が保有する植物や情報を生かし、関係する研究機関、生産者組合などと連携しながら、新たな園芸品種の開発など花き産業の振興に努めます。

②食品産業

植物と深く関連する食品産業は本県の主要な産業の一つです。当園はコーヒー、カカオなどの有用植物を保有しており、展示を通じたPR、生産者等と連携した栽培技術の向上や商品開発など、食品産業の振興に資する取組を行います。

③県産品の園内活用によるPRと需要喚起

展示や植栽に使用する植物は県内の生産者や販売店から優先的に購入します。また、業務で使用する資材や物品は県内産品を優先的に使用します。

(2) 地域の観光振興

当園は美しい花や珍しい植物、多彩な企画展示を楽しめる場として多くの方に訪れていただいております。海外からの来園者も増加しています。

引き続き、魅力的な園地の整備や多彩な展示・イベントの開催、効果的な広報活動によって地域の観光振興に寄与します。

2. 県内居住者の雇用確保の取組

(1) 地域の雇用促進

当園の管理運営にあたる職員は、ハローワークなどを活用して地域から優先的に採用します。また、植栽管理、施設管理などの業務は県内企業に優先的に発注します。

(2) 高齢者支援

全職員を65歳まで雇用するとともに、段階的に65歳以上の雇用延長を進めています。

さらに、業務内容に応じて短時間や短期間など柔軟な雇用条件を設定し、高齢者も働きやすい雇用の場を提供します。

(3) 障がい者の就労支援

業務内容や本人の適性、就労環境などを考慮して障がい者を雇用するとともに、就労支援施設で生産する商品を植物園で販売することで障がい者の就労を支援します。

また、トイレトペーパーなどの物品を障害者就労施設から購入します。

(4) 職業意識形成支援

職場体験やインターンシップの受け入れを通じて社会に踏み出す準備の場を提供し、働くことの意義や仕事のやりがいなど職業意識の醸成を支援します。

(5) 仕事と育児・介護の両立支援

育児や介護が必要な職員が働きやすく、仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを進めます。育児については、育児休業の取得や柔軟な勤務時間設定などで支援を行います。介護については、介護休暇・休業などの制度を職員に周知するとともに、それらの活用を含めた支援を行います。

(3) 事業評価業務

植物園の事業・業務を的確に評価し、改善につなげるため、職員による「内部評価」と外部評価委員会による「外部評価」の2段階で評価を実施します。

(1) 内部評価

数値目標の達成状況及びアンケートによって現状を把握し、評価基準に基づいて項目ごとに5段階評価を行い、評価点数の合計で総合評価を行います。

①数値目標による評価

事業計画に基づいて数値目標を設定し、達成状況を5段階で評価します。数値目標の設定が困難な業務については、業務の実施状況・進捗状況などを5段階で評価します。

②アンケートによる評価

公園の管理状況、イベントの内容などについて、利用者の満足度を5段階で評価していただきます。併せて具体的な意見・要望を把握します。

③総合評価

①数値目標による評価、②アンケートによる評価の評価点数の合計で評価を行います。

(2) 外部評価

植物園の管理運営と関連が深い分野から選任した委員で構成する「新潟県立植物園評価委員会」を設置し、内部評価の結果を踏まえて、客観的・総合的に評価を行っていただきます。

(3) 検証・改善

①内部評価のうち、四半期ごとの目標設定及び評価が可能な項目については、四半期ごとに評価を実施して業務の進捗状況等を確認するとともに、業務の改善につなげます。

②外部評価委員会の結果は、ホームページなどで公表するとともに、できる限り速やかに業務の改善につなげます。その改善状況を次年度の評価委員会で報告します。

③年間を通じた内部評価の結果及び外部評価の結果を次年度以降の事業計画に反映し、継続的に業務の改善を図ります。PDCAサイクルを活用して持続的な発展を図り、より効率的・効果的な管理運営につなげます。

(4) 利用促進業務（達成目標の設定）

(1) 達成目標（目標人数）

- ・ 観賞温室 入館者数 68,000 人
- ・ 公園内 入園者数 287,000 人

(2) 達成目標（利用料金収入額）

- ・ 有料公園施設利用料 21,280,000 円
- (内訳)
- 温室入館料 21,080,000 円
 - 研修室使用料 200,000 円
 - ・ 行為許可利用料 300,000 円

(5) 供用日・供用時間及び利用案内業務

(1) 供用日・供用時間

ア) 園地

供用日 : 常時開放

イ) 観賞展示温室

供用日 : 4月1日から12月27日まで及び1月4日から3月31日まで
但し、火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）を除く。

※) 災害の発生時など、指定管理者の判断により臨時休館をすることがあります。

供用時間 : 9時30分から16時30分まで（入館締切は16時）

○利便性・サービスの向上・経費縮減等を目的とした供用日及び時間の変更

a) 供用日の変更

○展示入替えに伴う臨時休館日

観賞温室第2室で行う企画展示の入れ替えは大規模な作業となるため、通常休館日及び翌日の2日間を入れ替え作業に充てます。

○指定管理者が自主事業の貸切利用として使用する日

休館日にあたる日のうち、指定管理者が自主事業の貸切利用として使用する日は臨時に開館します。

○開花状況による臨時開館

シヨクダイオオコンニャクなど、珍しい植物が開花する日が休館日に当たる場合は、臨時に開館します。

○行楽シーズンなどの休館日の開館

ゴールデンウィーク、お盆、シルバーウィーク、クリスマスなど、行楽シーズンなどの休館日を臨時開館します。

(臨時開館予定日)

5月7日(木)、8月12日(水)、9月24日(木)、12月22日(火)、1月5日(火)

b) 供用時間の変更

○夜間開園に伴う開館時間の延長

・植物園の日	5月4日(月・祝)	閉館時間 20時30分
・お盆時期	8月9日(日)～16日(日)	閉館時間 20時30分
・お月見	9月21日(月・祝)	閉館時間 20時
・ハロウィーン	10月31日(土)	閉館時間 20時
・開園記念日	11月29日(日)	閉館時間 20時
・クリスマス	12月20日(日)	閉館時間 20時

○冬期の開館時間の短縮

1月4日(月)～2月8日(月) 開館時間 10時30分

○指定管理者が自主事業の貸切利用として使用する時間

閉館時間(午後4時30分)以降、指定管理者が自主事業の貸切利用として使用する時間は臨時に開館します。

ウ) 研修室

供用日 : 4月1日から12月27日まで及び1月4日から3月31日まで

供用時間 : 9時から17時まで(※)

※) 指定管理者が自主事業の貸切利用として使用する場合は使用時間まで。

エ) 駐車場

開放時間 : 常時開放

(2) 利用案内業務

ア) 観賞展示温室

入館券売場にスタッフ1名以上が常駐し、受付業務及び利用案内を行います。

常駐時間 : 9時30分から16時30分まで

イ) 花と緑の情報センター

常時、職員が3名以上常駐し、園地、研修室等の利用案内を行います。

開所日 : 年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く毎日

開所時間 : 9時から17時まで(公園管理事務所は8時30分から17時15分まで)

(3) 利用の禁止、制限業務

公園施設の破損、公園で工事を行う場合、危険生物の発生時などは、公園利用者の安全を確保するため、区域を定めて利用を禁止又は制限します。

(6) 利用料金の徴収等業務、有料公園施設の運営業務、行為許可業務

(1) 利用料金

ア) 観賞展示温室

a) 通常時

区 分			料 金
個人	大人	1人につき1回	700円
	高校生・学生		300円
	小中学生		100円 土・日・祝日は無料
団体 (20名以上)	大人		600円
定期券	一般	1人につき12月	3,000円
	シニアパスポート (65歳以上)		2,000円
	U35応援パスポート (35歳以下)		2,000円

b) イベント等開催時

対象日	内 容
植物園の日 5月4日	入館料無料
シルバー無料デー 9月21日	65歳以上入館料無料
開園記念無料デー 11月29日	入館料無料

c) 各種割引等

- ・近隣施設間の相互割引
新潟市新津美術館、新津鉄道資料館の利用チケット半券提示で団体料金適用。
- ・シャクナゲサポーター割引
会員証提示で団体料金適用。
- ・花と緑でおでかけ応援

対象日	内 容	備 考
おでかけMonday (毎週月曜日)	小学生以下の子どもの保護者(18歳以上)は1家族2名まで入館無料	祝日・臨時休館日を除く
スペシャルおでかけDay (こどもの日、母の日、父の日、敬老の日)	小学生以下の子どもの保護者(18歳以上)は1家族2名まで入館無料	
おやこde入館応援 (全日)	小学生は保護者(18歳以上)同伴の場合無料	中学生は通常料金
子育て応援+ (プラス) (全日)	放課後児童クラブ・放課後等デイサービス等の利用者と引率者は無料	

- ・新潟県が実施する事業への協力を目的とした利用料金の変更

事業等	内 容
にいがた消防団員サポート制度	パスポート提示で団体料金適用
県民手帳割引	県民手帳提示者は本人を含む5名まで団体料金適用 ※) 回数等制限あり
にいがた観光ファンづくり推進事業	にいがた観光ファンクラブ「N i i c l e (にーくる)」割引クーポン券提示で団体料金適用
にいがたヘルス&スポーツマイレージ事業	県ウォーキング・健康アプリ「にいがたヘルス&スポーツマイレージ」100ポイント利用で団体料金適用
マリッジパスポート	マリッジパスポートを提示し、2名1組で入館する場合、ペア料金適用(2名分1,000円)
新潟県教育月間(11月)	期間中、児童、生徒、学生は無料

- ・その他

事業等	内 容
ばんえつ発見の旅サポート連携事業	「ばんえつ発見の旅サポート」のチラシ提示で提示者本人を含む5名まで団体料金適用
JAF割引	JAF((一社)日本自動車連盟)アプリクーポン提示で団体割引適用

イ) 研修室

利用時間	半面(60席)	全面(120席)
9:00~12:00	2,700円	5,400円
13:00~17:00	3,950円	7,900円
9:00~17:00(全日)	6,650円	13,300円
超過1時間	1,050円	2,100円

ウ) 行為許可

区 分	単 位	料 金	
物品を販売し、又は頒布すること	1人につき1日	1,000円	
競技会、集会、展示会その他、これらに類する催しをすること	1平方メートルにつき1日	50円	
ロケーション又は業として、写真の撮影をすること	ロケーション	1件につき1日	20,000円
	写真の撮影	1台につき1日	1,000円

エ) 減免基準

新潟県都市公園条例及び地域機関委任事務処理要領のとおり。

(2) 利用料金の徴収方法

原則前納とします。但し、以下の場合は後納できるものとします。

- ・国・県及び地方公共団体等が申請者（利用者）である場合
- ・コンサート等の複数日使用する大規模イベントである場合
- ・あらかじめ契約を締結している場合（旅行会社との観光者斡旋契約）

(3) 有料公園施設の運営業務

ア) 観賞展示温室

来館者には対面により入館券の販売を行います。団体予約の受付は花と緑の情報センターで開所時間内に電話及び対面により受付を行います。

イ) 研修室

花と緑の情報センターで、開所時間内に電話及び対面により受付を行います。

(4) 行為許可業務

下記の行為について、県が定める基準に基づき許可に係る事務を行います。

- ・物品を販売し、又は頒布すること。
- ・競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- ・募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- ・ロケーション又は業としての写真の撮影をすること。

(7) 意見聴取業務

(1) ITツールを活用した情報収集

①ホームページ

公式ホームページの「お問い合わせフォーム」で利用者の声を収集します。また、スマートフォン等で二次元コードを読み込むことで意見を提出できる仕組みを作ります。

②SNS

総フォロワー数は10,000人を超えるSNSを活用し、植物園に関心を持っていただいている方の意見を収集します。

- ・Instagram（公式・おやこ植物園）
- ・X（旧Twitter）
- ・Facebook
- ・YouTube
- ・LINE

③その他

Googleなどのサイトでの植物園の口コミ情報を収集し、改善の基礎資料とします。

(2) その他の手法による情報収集

① アンケート

利用者属性、来園動機・情報源、満足度、全般的な要望・意見を調査します。

- ・ 温室内常設アンケート
- ・ 教室参加者アンケート
- ・ 県立都市公園利用者アンケート

② 直接対話

利用者等との会話によって情報を聞き取ります。

- ・ 入館券販売時や巡回時の利用者からの聞き取り
- ・ ボランティアからの聞き取り
- ・ 地域連携活動を通じた近隣施設や花き生産者等からの聞き取り

③ 意見箱

園に対する意見を寄せていただく意見箱を設置します。

(8) 展示業務

(1) 観賞展示温室第1室

国内有数の大温室を活かし、多くの方々に何度訪れても楽しく、新しい発見がある場として認識していただけるよう、より魅力的な植物の導入、施設を活かした展示や企画の充実などを進めます。

① 魅力的な植物の導入

開園から30年近くが経過し、熱帯植物ドームの環境では花が咲かない、実がつかないなど、栽培、観賞に適さない植物が顕在化しています。そのような植物を更新し、熱帯の果樹、カカオやコーヒー、熱帯性のツツジなど、より多くの方々に興味を持っていただける植物を導入します。

- ・ 展示エリアの見直し及び更新植物の選定
- ・ 更新スケジュールの作成

② 企画展示「熱帯ドームの植物たち」の開催

大きく育った植物の姿を見ていただいたり、香りを楽しんでいただいたりする体験を交えながら、熱帯植物の魅力をわかりやすく伝える展示を行います。

令和8年度に実施する有用植物をテーマにした展示では、その生態や利用方法を解説し、植物と人間との関わりについて理解を深めていただきます。

- ・ 香りと味と彩りと（熱帯果樹） 8月9日～16日
- ・ コーヒーとチョコレート 10月1日～19日

(2) 観賞展示温室第2室・第3室

観賞温室第2室（花と緑のステージ）は、企画展示を中心にしながら、植物園の活動の成果を県民に還元する場としても活用していきます。

観賞温室第3室（花と緑のアトリウム）では、季節の花や植物の展示、住宅展示エリアでの県内で活動する作家や団体の作品の展示などを行います。

①第2室 企画展示

令和8年度は下記の企画展示を開催します（名称は変更になる場合があります）。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ・シャクナゲ・ツツジ展 | 4月1日～5月11日（前年度から継続） |
| ・食虫植物展（第1部） | 5月14日～7月13日 |
| ・食虫植物展（第2部） | 7月16日～9月14日 |
| ・有用植物展 | 9月17日～11月3日 |
| ・伝統園芸植物展 | 11月6日～11月16日 |
| ・クリスマス展 | 11月19日～12月25日 |
| ・新春展 | 1月4日～2月8日 |
| ・アザレア展 | 2月11日～3月8日 |
| ・チューリップ展 | 3月11日～22日 |
| （シャクナゲ・ツツジ展 | 3月25日～ |

②第2室 水中庭園

地域や環境によって形態が異なる水草を常設で展示します。

④第3室 住宅展示エリア

植物に関連するアート作品等の展示を行います。

- ・県内で活動するクラフト作家、団体等の作品展
- ・写真、絵画等の愛好団体による作品展
- ・特別展示「外山康雄展」（植物画） など 計19回（予定）

⑤第3室 2階展示エリア

地域で活動する団体等と連携しながら、季節の花や植物の展示、季節の催事に合わせた展示などを行います。

<季節の花・植物の展示>

- | | |
|----------------|-------|
| ・ボタン展 | 5月 |
| ・多肉植物展 | 5月～6月 |
| ・きのこ展（A通路） | 10月 |
| ・洋ラン展 | 2月～3月 |
| ・雪割草&クリスマスローズ展 | 3月 |

<季節の催事に合わせた展示>

- | | |
|-----------|---------------|
| ・ハロウィーン展示 | 10月7日～11月3日 |
| ・クリスマス展示 | 11月19日～12月25日 |

(3) 花と緑の情報センター、園地等

①花と緑の情報センター

植物の愛好団体、地域の生産者等と連携した植物の展示などを行います。

- ・つばき展 4月3日～5日

②園地

園内の植物を知り、楽しんでいただくため、イベントの要素を持った展示を行います。

- ・桜祭 4月11日～12日
- ・石楠花・躑躅祭 4月18日～5月10日
- ・蓮祭 8月9日～16日

(9) 普及啓発業務

(1) 花と緑の相談コーナー

植物園の技術職員が専門分野の知識を生かして幅広い内容の相談に対応し、相談内容をデータとして蓄積します。

- ・受付時間 9:00～17:00 (8時間)
- ・相談方法 来訪、電話、メール、WEB
- ・相談員の配置 水曜・土曜・日曜、10:15～15:15 (休憩を除き4時間)

(2) 花と緑の教室

園内の植物の解説、ガーデニング、植物を使ったクラフトづくりなどの教室を開催します。

- ・年間開催回数 46回 (うち出前講座6回) (予定)

(3) 体験教室

県内で活動する作家や団体と連携してクラフトづくりなどの教室を開催します。

- ・年間開催回数 45回 (予定)

(4) その他

- ・学校教育の支援
- ・インターンシップの受け入れ
- ・開花・結実調査 (調査結果の公開)

(10) 調査・研究

植物園が保有する資源、施設を活用し、園の機能をさらに向上させるものを主なテーマとして実施します。その成果は、植物の管理、企画展示での活用、新たなプログラムの開発など、園の管理運営に活かしていくとともに、積極的に公開して県民に還元します。

(1) 新潟を特徴づける植物に関する調査・研究

①園芸植物の保全

ナショナルコレクションに認定されたアザレアコレクションのさらなる充実を図ります。また、本県が育種、生産の中心地であり、当園が多くの園芸品種を保有するシャクナゲやボタンのコレクションを充実させ、保全・継承していきます。

②絶滅危惧植物の保全

県内の絶滅危惧植物について、生態調査や栽培試験、種子採集・保存、保全活動の指導・支援などを通して生息域内保全及び生息域外保全を進めます。

また、(公社)日本植物園協会の植物多様性保全拠点園のひとつとして、他の植物園と連携しながら絶滅危惧植物の保全に取り組みます。

③アザレア、シャクナゲ等の新品種の開発

当園が保有する植物コレクションや情報を生かし、県園芸研究センター、地域の生産者等と協力して新品種の開発や新品種登録を進めます。

- ・当園が保有するアザレアの品種カタログの作成及び関係者への配布

④園芸史調査

これまで収集した新潟県の園芸史に関する資料の整理・分析を進め、公開する場を設けるとともに、成果を企画展示などで活用します。

- ・観賞温室内での園芸史の解説及び資料の展示

(2) 指定管理者の提案による調査・研究

①開花・結実試験

観賞温室第1室の植物のうち、これまで開花や結実に至っていないもの、またはしづらいものについて開花・結実の試験を行います。

- ・カカオの結実促進
- ・民間企業と連携したカカオ栽培(継続)、コーヒーノキの栽培試験(新規)の実施

②植物と子どもの教育の関係性

幼年期からの植物とのふれあいがその後の成長にもたらす影響などについて、おやこ植物園での親子の活動などから分析します。

(11) 広報業務

企画展示やイベントの内容を、発信する情報に興味を持つと思われる年代に対して適切な広報手法で情報発信を行うことにより、効果的、効率的な広報に努めます。

特に、当園が長く愛され、利用されていくよう、次世代の利用につながる比較的若い世代を意識して広報を展開していきます。

(1) 県民、利用者への広報

ホームページや新聞、テレビCMでは初めての利用者にも分かりやすい情報発信を行い、SNSではリピーターを対象として展示・イベントなどの情報をきめ細かく発信するなど、各広報媒体の特性を活かして効果的な広報活動を行います。

○ITツール等の活用

- ・ホームページ
- ・SNS：Facebook、Instagram（公式・おやこ植物園）、X、YouTube、LINE
- ・WEB広告

○印刷物

- ・施設リーフレット
- ・年間事業スケジュール
- ・見どころマップ（季節ごと）
- ・企画展示リーフレット
- ・情報誌

○その他

- ・新聞広告
- ・雑誌広告
- ・テレビCM
- ・ラジオCM
- ・WEB広告

(2) メディアへの広報

テレビやラジオ、新聞などのマスメディアに対し、季節ごとに咲く花の情報、珍しい熱帯植物の開花や結実の情報、植物園ならではのユニークな活動の情報などを提供します。

(3) その他の広報活動

周辺施設と連携したイベントの開催、集客力のあるイベントへの出展、学校の授業や地域で活動する団体の講習会への講師の派遣等を通じて植物園のPRに努めます。

(12) 自主事業

(1) 公園利用者の飲料、軽食の提供についての方針及び具体的な内容

利用者アンケートでは食事をとれる場所に対する要望が特に多いことから、キッチンカーの誘致を含めた飲食の機会の充実に努めます。

- ・カフェ「LAGUNA」の営業
- ・キッチンカーの誘致
- ・自動販売機の配置

(2) そのほかの物販事業の実施方針及び具体的な内容

植物園の来園記念品、地域や関連団体の支援・活性化につながるグッズなどを販売し、来園者の満足度と収益の向上を図ります。また、利用者からの要望が多い植物販売については、展示やイベントで使用した植物を再利用する視点で販売することとし、収益は植物園の管理費に充当します。

- ・売店の営業
- ・カプセルトイの配置

(3) 季節に応じたイベント開催等、その他の自主事業

イベントなどその他の自主事業は、植物園を広く知っていただくことによる来園者の増加、地域や関係業界の活性化、園の維持管理に充てる資金の確保などを目的として行います。

① イベント

植物園のPRとなるイベントなどへの出展、開催、誘致を積極的に進めます。

<出展・連携イベント>

県内外のイベントに出展し、植物園を知り、訪れていただく動機を生み出します。

- ・新潟県都市緑花フェア
- ・フラワーウェーブ新潟
- ・国際園芸博覧会（令和9年に開催されるイベントへの出展準備）

<自主開催イベント>

植物園が持つ魅力や美しさを強く感じていただける季節に、企画展示と連動したイベントなどを周辺施設や地域の団体の協力を得ながら開催し、植物園と地域全体の活性化を図ります。

- | | |
|----------------|--------|
| ・スプリングフェスタ | 5月4日 |
| ・花と遺跡のふるさとフェスタ | 5月31日 |
| ・サマーフェスタ | 8月9日 |
| ・オータムフェスタ | 10月11日 |
| ・ウィンターフェスタ | 12月20日 |

② 新潟県立植物園サポーターズ（仮称）の設立

現在運用している「シャクナゲサポーター」「おやこ植物園協力金」などを統合した「新潟県立植物園サポーターズ（仮称）」の設立に向けた検討を進めます。

③ 温室貸切利用

イベントや撮影などのニーズに応え、休館日及び閉館後に観賞温室を有料で貸し出します。貸切利用を紹介する営業資料等を使用して制度の周知と利用の促進を図ります。

④ 市町村との連携事業

植物園が持つ技術力を活かし、市町村に対して植栽管理、希少な植物の保全に関する技術指導等を行います。

(13) 地域・住民との連携業務、関係機関との連絡調整

地域住民や地域で活動する団体、近隣施設等、関係者との信頼関係を維持しながら植栽や展示の質の向上を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目指します。

また、災害・事故等の緊急時に速やかに対応できるよう、日常的に警察、消防、行政機関等と連携、協力していきます。

(1) 植物園の管理運営における連携

①地域の住民・団体

- ・展示や教室における植物愛好団体等との連携
- ・イベントの開催における地域づくり団体との連携

②教育機関

- ・教育活動の支援（植物園の利用、出前講座 等）：依頼を受け対応
- ・職場体験、インターンシップの受け入れ：依頼を受け対応

③行政・周辺施設

- ・連携したイベントの開催（花と遺跡のふるさとフェスタ 等）
- ・広報での連携（ポスターの掲示 等）

④企業・観光協会等

- ・企画展示での連携（展示への協力 等）
- ・イベントでの連携（植物園でのイベントの開催 等）

⑤ボランティア

- ・植物管理、標本の整理、展示ガイド、写真撮影への協力

⑥花き生産者・関係団体等

- ・展示や教室への協力
- ・植物の調達への協力

⑦その他

- ・にいがたダイバーシティネットワーク
- ・新潟ジュニアドクター育成塾
- ・ばんえつ発見の旅サポート事業

(2) 緊急時の対応における連携

○行政機関

- ・災害、事故時の情報共有と速やかな対応

3. 施設、設備及び備品等の管理

(1) 維持管理業務

(1) 一般施設の維持管理

観賞温室及び育種・栽培温室、エネルギー棟、情報センター等の設備について、適切に保守点検及び運転管理を行い、確実に機能を維持します。

- ・排水設備（側溝、集水桝） 巡回目視、降雨時臨時巡回
- ・電気設備 1回/2か月、専門業者委託
- ・給水設備（受水槽、加圧水槽） 受水槽清掃1回/年、受水槽水質検査1回/年、簡易専用水道検査1回/年、水質検査1回/週
- ・消防設備 機能点検1回/年、総合点検1回/年
- ・自動扉、昇降機 自動扉2回/年点検、昇降機1回/月点検
- ・放送設備 1回/年(消防設備総合点検時)
- ・空調設備 ファンコイルユニット保守点検2回/年、パッケージエアコン保守点検2回/年
- ・ボイラー設備、給湯設備 点検2回/年、圧力容器点検1回/年
- ・建築、工作物 巡回目視、建築基準法定期点検1回/3年
- ・湧水排水設備 ポンプ類保守点検1回/年
- ・除雪 駐車場（業者委託）、主要園路（直営）

(2) 巡視・点検

① 日常的な巡視・点検

植物や展示の状態、施設の汚損の有無、利用者の状況等について巡視・点検を行います。施設の汚れや軽微な異常には速やかに対応し、修繕が必要なものは緊急度を見極めて計画的に修繕を進めます。

○園地：1日1回巡視・点検を実施

- ・園内の植物の異常の有無
- ・園路の段差、木製施設の腐朽などの危険箇所の有無
- ・ベンチ・東屋等の施設の破損、汚れの有無
- ・チャドクガ、イラガ、スズメバチなどの害虫の発生の有無
- ・利用者の危険行為、迷惑行為の有無

○観賞温室：開館前及び開館中に定期的実施します。

- ・展示植物、展示品の異常の有無
- ・施設の破損や汚れの有無
- ・利用者の危険行為、迷惑行為の有無

② 定期点検及び臨時点検

○定期巡視・点検：利用者が多い土・日・祝日に実施

- ・園内の施設、エリアごとの利用状況
- ・施設の状態、利用状況等における問題の有無

○臨時巡視・点検：地震などの災害発生時に実施

- ・施設の異常の有無

(3) 修繕

日常的な巡視・点検によって不具合の早期発見・対応を心がけます。修繕が必要な箇所については、下記により安全性、機能性、快適性・美観の観点から優先度を判断して対応します。

○優先度1：著しく危険な状態（安全性）・重要設備の機能維持が困難な場合（機能性）

建物の破損など事故防止のために利用制限が必要な場合、ポンプなど重要設備の機能の維持が困難になると思われる場合は即座に対応します。

○優先度2：施設の機能が果たせない（機能性）

トイレの故障など、施設の不具合によりサービスの低下を招いている場合は早急に対応します。

○優先度3：使用上問題はないが修繕・改善が必要（快適性・美観）

塗装の劣化など、当面機能上の問題はなくても美観や快適性の低下を招いているものについては、予算の状況を踏まえて計画的な対応に努めます。

経年劣化により、空調設備や排水設備のポンプ類の更新、水道設備の配管の修繕など、更新や修繕が必要な箇所が増加しています。日常的な巡視・点検、運転監視を確実に実施することで、大規模な修繕が必要になる前に修繕を行うよう努めます。

(4) 清掃（園地）

園地は不特定多数の人が利用する施設であることから、常に快適な園地を維持するため、下記のとおり清掃を実施します。

① 日常清掃

毎日園内を巡回し、ゴミ、不法投棄物等があれば速やかに除去します。また、鳥の糞によるベンチや東屋の汚れなども速やかに除去します。

② 臨時清掃

- ・桜やシャクナゲ・ツツジの開花期、植物園まつりなどのイベント時、土・日・祝日など、来園者が多いときは清掃の回数を増やして対応します。
- ・駐車場中央部の東屋付近のインターロッキング部はコケで滑りやすい状態になることから、転倒事故を防止するため、高圧洗浄やブラッシングで清掃を行います。
- ・園内の排水設備は落ち葉が詰まりやすいことから、まとまった降雨の後は側溝や集水桝に集まった落ち葉を取り除き、速やかな排水の確保に努めます。

(5) 清掃（建物）

観賞温室、情報センター、園内の便所などは多くの来園者が利用する施設であることから、専門の職員を配置して開館日は毎日清掃を行います。

①日常清掃

専門の職員を配置して下記の清掃を行います。

- ・花と緑の情報センター 掃き掃除、ガラス・サッシ清掃、トイレ清掃
- ・観賞温室 掃き掃除、ガラス・サッシ清掃、トイレ清掃、巡回清掃（雨漏り対応含む）
- ・育種温室 掃き掃除
- ・エネルギー棟 掃き掃除、ガラス・サッシ清掃、トイレ清掃
- ・園内トイレ（2ヶ所） 掃き掃除、水拭き洗浄

※) 観賞温室では雨漏りが多数発生していることから、雨天時は巡回の際に雨漏りの状況を確認し、転倒事故等を防止するため、必要に応じて拭き掃除を行います。

②定期清掃

休館日を利用し、定期的に観賞温室の床のワックスがけ、滝の清掃などを行います。

- ・花と緑の情報センター 長尺塩ビシート洗浄・ワックス
- ・観賞温室 塩ビタイル床の洗浄・ワックス
- ・観賞温室第1室 ガラス外面洗浄、ガラス内面洗浄
- ・観賞温室第2室、第3室 ガラス外面洗浄

※) 観賞温室のガラス清掃は年次計画に基づいて実施。

(6) 警備

イベントの開催時など混雑時の事故の防止、緊急時の避難誘導など、利用者の安全確保を図ります。

①通常時の警備

○日中（8:30～17:15）

- ・観賞温室は、開館の前後に職員が巡回し、設備や植物・展示品等の異常の有無、非常口、誘導サイン等を確認します。開館時間中は職員が概ね1時間おきに巡回します。
- ・園地は、毎日1回、同様の視点で巡回します。

○夜間（17:15～8:30）

- ・機械警備を行います。緊急連絡網を整備し、不法侵入、出火などの事態に迅速に対応できる体制を整えます。

機械警備対象施設：観賞温室、花と緑の情報センター、エネルギー棟、育種温室

②イベント開催時の警備

- ・イベントなどで混雑が予想される場合は、駐車場、正面入口の横断歩道部、観賞温室の入口付近などに警備員を配置し、利用者の誘導と安全確保を行います。

③その他

- ・日常作業や巡回時に無線機を携行し、施設の異常や不測の事態が確認された際は迅速に情報を共有して対応します。

・ 熱源・空調設備	汎用送風機保守点検	1 回/年
	配管・ダクト保守点検	1 回/年
	循環水ポンプユニット保守点検	1 回/年
・ 景観水設備（滝・流れ）	ろ過装置設備保守点検	1 回/年
	循環水水質検査(第 1 室)	1 回/年
・ 排水設備	地下トレンチポンプ保守点検	1 回/年
・ 昇降設備	昇降機（エレベーター）保守点検	1 回/月
・ 自動扉	自動ドア設備保守点検	2 回/年
・ 展示設備	展示用ホイスト保守点検	1 回/年

（9）管理事務所の管理

①花と緑の情報センターの開所日及び時間

開所日 : 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く毎日

開所時間 : 9 時から 17 時まで（事務所開設時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

②花と緑の情報センターで行う業務

植物園の利用案内、行為許可・有料公園施設使用許可申請の受付、研修室の運営、花と緑の相談コーナーの開設、緑の図書コーナーの開設 など

（10）物品の使用・管理

使用する県の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたります。

- ・ 数量、使用場所、使用状況等の把握
- ・ 適正に管理するための物品取扱責任者の設置
- ・ 物品の故障又は破損時の修理又は修繕、処分の際の県への協議
- ・ 本来の用途に供することができないと認められるものが生じたとき等の県への報告

（2）樹木等植物育成管理業務

（1）観賞温室第 1 室（熱帯植物ドーム）

本来は異なる環境で育つ植物が一つの温室で育てられていることから、個性豊かな植物を健全に育成し、魅力を最大限に引き出すため、蓄積した管理データと活かして最適な作業計画を作成し、適切かつスムーズな維持管理を行います。

- ・ 植栽植物が大きく生長し、更新が必要になっていることから、大型樹種の伐採や更新を検討します（ココヤシなどヤシ類、タビビトノキなど）。
- ・ 熱帯植物ドームの環境での栽培が不適な樹種が顕在化していることから、日照不足により花や実がつかない大型花木の樹種の更新を検討します（ホウオウボク、マンゴーなど）。

（2）観賞温室第 2 室（花と緑のステージ）

企画展示ごとに植物の種類や展示方法が変わるため、それぞれに合わせた維持管理を行います。

- ・ 展示毎に変わる植物の根腐れや乾燥による枯死を防ぐため、植物の種類や状態に合わせて灌水量を調整するなど、きめ細かい管理を行います。

- ・鉢植え植物を閉鎖空間の温室内で展示することで発生の可能性が高まる乾燥による傷み、ハダニやカイガラムシなどの害虫発生を防止するため、加湿や葉水を行います。
- ・水中庭園では生育地域別や形態が異なる多様な水草を展示していることから、それぞれの水草の特徴がよく現れるよう専門業者による管理を実施します

(3) 観賞温室第3室（花と緑のアトリウム）

季節の花や植物の展示では、観賞できる期間が短い植物を展示することから、よりきめ細かい維持管理を行います。

- ・洋ラン、キノコなど、特別な管理が必要な植物の展示を行うことから、遮光や加湿など、それぞれの特性に合わせた維持管理を行います。
- ・おやこ植物園の花壇では、安全の確保を最優先としながら、変化を楽しく観察できる植物を育成します。

(4) 栽培温室・育種温室

栽培温室（8棟）、育種温室、屋外圃場では、観賞温室の展示植物の開花調整、植物コレクションの保全、園地への植栽のための育苗などを行います。

①展示植物の開花調整

アザレア展、チューリップ展などの企画展示で見頃の花を観賞できるように、展示する植物の開花調整を行います。

②植物コレクションの保全

日本植物園協会のナショナルコレクションに認定されたアザレアなど、植物コレクションの更なる充実と育成を行います。

ナショナルコレクションは5年ごとに更新審査を受ける必要があり、令和10年度に更新時期を迎えることから、再認定と未登録の品種の追加登録に向けた準備を進めます。

③園地への植栽のための育苗

整備中の「ツツジ品種見本園」に植栽するクルメツツジの品種群「ウィルソン50」など、園地に植栽する貴重なツツジ園芸品種等の育苗を行います。

(5) 園地

園地の魅力の向上と植物の健全育成のため、植栽の充実ときめ細かい維持管理に努めます。近年は夏季の猛暑の影響が顕著になっていることから、その対策を強化します。

①にいがた花木園

- ・「ツツジ品種見本園」では貴重な園芸品種の苗木の植栽を進めており、土壌改良の進捗に合わせてバックヤード育成株の植付を行います。
- ・ツツジの自生種を植栽している「ツツジ園」では一部に衰退した株が見られることから、生育状況の調査を実施し、バックヤード育成株の補植を行います。

②水辺の草花園

- ・ヨシやガマなど一部の植物の繁茂が目立つようになっていることから、繁茂しすぎた水生植物を除去し、多様な水生植物を観賞できる状態を回復させます。

③にいがた自然園

- ・絶滅危惧種など希少な植物を植栽しており、環境の変化に弱い植物が多いことから、定期的に専門家による調査を行うなど、きめ細かい観察と管理を行います。
- ・「シャクナゲ園」では、近年の猛暑と少雨で衰退する株が見られることから、優先的な灌水、花柄摘みなど、健全な育成のためのきめ細かな管理を行います。また、県内で作出されたシャクナゲを全品种植栽することを目指して収集・植栽を行います。

④都市緑化エリア

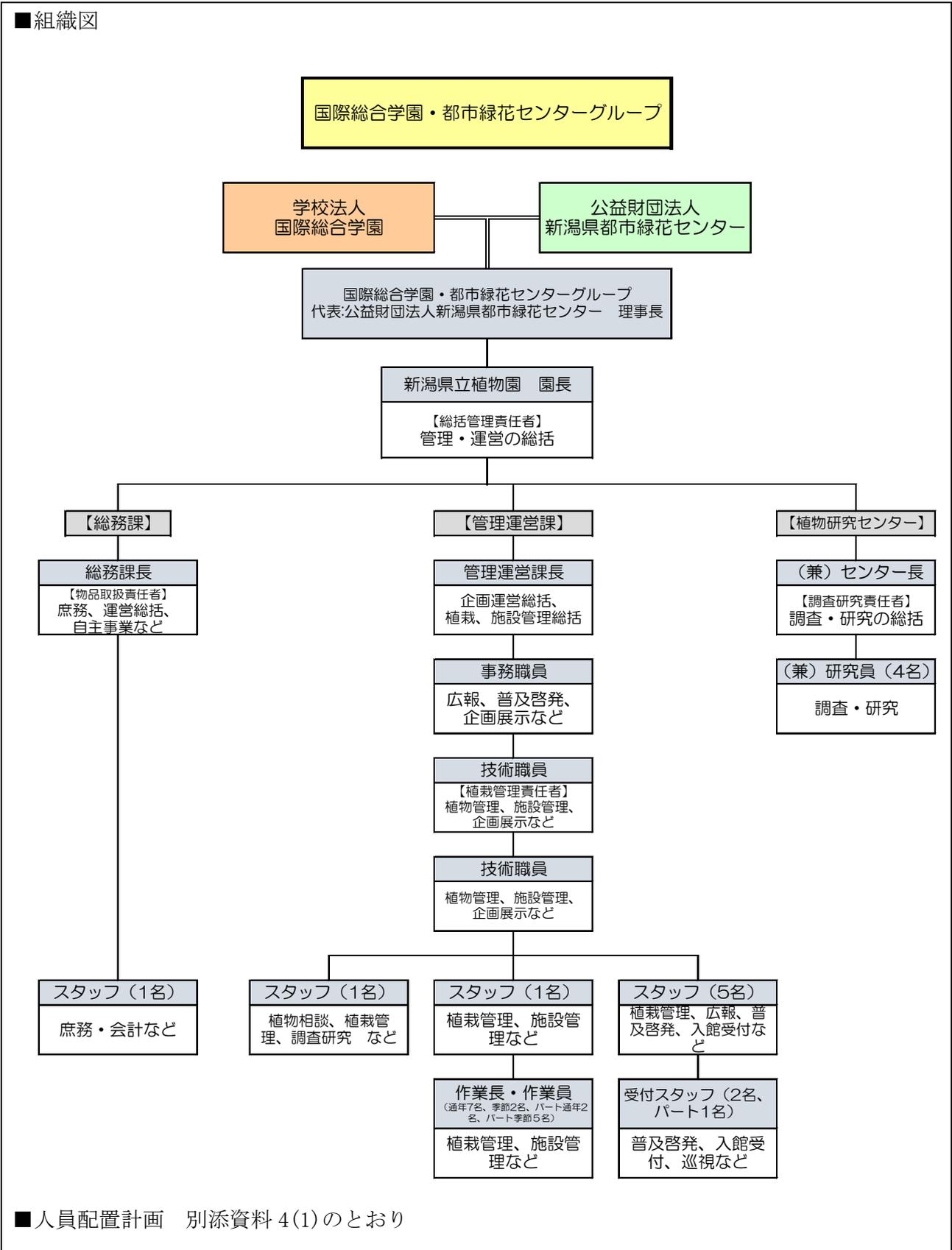
- ・ハーブ園は来園者からの人気が高いエリアであることから、ハーブの愛好団体、ボランティアの協力を得ながらきめ細かく手入れを行い、良好な状態の維持に努めます。

⑤芝生広場

- ・芝生広場は休憩等での利用が多く、園地の景観にも大きな影響を与えるため、ロボット芝刈機を導入して常時芝刈を行い、コストを抑えながら常に美しい芝生を維持します。
- ・花が少ない時期に園地の魅力を向上させるため、芝生広場の一部でネモフィラを植栽する新たな管理手法を導入します。

4. 適切な管理と安全を確保できる組織・体制

(1) 管理運営体制



(2) 職員の能力向上

質の高いサービスのための接客研修、管理技術向上のための研修を行います。

(3) 安全対策・緊急対応

(1) 日常時における公園利用者の安全対策の取組

公園利用者の事故や事件を未然に防ぎ、安心してご利用いただける環境を維持するため、以下の取組を行います。

①利用者の事故・事件を防ぐための取組

- ・園内管理作業 安全作業マニュアルを順守し、第三者被害を防止する。
毎日の危険予知（KY）活動、月に1回の安全衛生教育を実施する。
- ・巡視点検 毎日の巡回点検により危険な箇所を把握し、速やかに対処する。
月に1回安全パトロールを実施する。
- ・防犯対策 植栽の剪定によって死角を減らし、園内の見通しを確保する。
イベント時や混雑時は重点的に巡回を行う。
- ・情報提供 掲示板やホームページ、SNS、看板などを活用し、災害に関する情報、
工事による利用制限の情報などを分かりやすく提供する。
- ・イベント時 駐車場、横断歩道に誘導警備員を配置し、事故の防止に努める。
- ・熱中症対策 放送による注意喚起、空調設備やミストによりリスクの低減を図る。
- ・池落下防止 警告看板を設置し、万一に備えて救助用の浮き輪を設置する。
- ・ランニング ランナーに対する注意事項を行い、利用者の安全の確保に努める。

②災害・事故発生に備えた日常の取組

- ・マニュアルの作成・更新 「消防計画」、「緊急時初動対応マニュアル」、「安全作業マニュアル」を
整備し、見やすい位置に配置する。
- ・消防・防災訓練 火災・震災想定、ガス漏洩想定の実施する。
- ・救急法教育 職員全員が普通救命講習を修了し、年1回実技訓練を実施する。
- ・AEDの設置 園内2か所に設置し、迅速に対応できる体制を整備する。
- ・避難誘導マップ 園内の主要箇所に避難経路と一次避難場所を分かりやすく表示する。
- ・園路灯へのナンバリング 園内で事件・事故が発生した際、速やかに場所を特定するため、園路灯
に数字を記載して連絡の際の目印とする。

(2) 災害時の取組

利用者及び職員の安全確保のため、「緊急時初動対応マニュアル」に従って対応します。

①適切な初動対応【共通】

- ・職員の自主参集 危機レベルに応じ、予め指定された職員が指示を待たずに参集する。
- ・災害対策本部 危機事象の広域性、広範性、緊急対応の必要性などにより設置する。
- ・被害状況の確認 施設の被害状況を確認し、県及びグループ本部に報告する
- ・情報収集と情報発信 危機情報の把握に努め、収集した情報は一元的に管理する。
必要により新潟県と協議したうえで関係機関に情報発信を行う。
- ・利用者の安全の確保 避難誘導等によって利用者安全を確保し、負傷者の有無を確認する。
負傷者がいる場合は応援体制を整えながら救護にあたる。
- ・被害拡大防止 被害の拡大防止、二次災害防止のための措置を講じる。
- ・報告・情報共有 事象に応じて関係機関と連絡体制を整備し、情報共有を図る。

②地震発生時の対応

- ・身の安全確保 利用者及び職員の安全確保を最優先とする。
- ・被災状況確認 揺れがおさまったら被害の有無や程度を確認する。
- ・避難誘導 利用者がいる場合は速やかに避難誘導を行う。
避難放送の実施、避難の際の声掛け
避難経路に応じた職員等の配置、避難扉の開閉
要支援者へ援助者をつけて優先的に避難させる など
- ・情報提供 避難者に地震の発生状況や被害状況などの情報を随時提供する。

(3) その他緊急時（急病人・事件・事故発生時等）の取組

事故や急病人の発生などの緊急時は速やかに情報を共有し、AEDを使用した救護活動、消防への連絡などを行います。

- ・急病人発生時 トランシーバーなどを用いて職員間で情報共有を図りながら、速やかに応急手当を実施する。必要に応じて救急要請（119番通報）を行い、救急車到着までの間、AEDなどを用いて適切な救護活動を行う。
- ・緊急車両の誘導 進入経路を示して誘導を行うとともに、利用者を誘導して安全な通行を確保する。
- ・不審人物対応 放送による注意喚起、警察への通報などを行う。

(4) 記録等の作成及び保管

仕様書に基づき、公園管理業務の実施に伴って作成、整備した図面、記録類は汚損、紛失等のないように適切な方法で保存、保管し、県又は県が指定する者に引き継ぎます。

令和8年度 新潟県立植物園 資金計画書

<利用料金収入>

(単位：千円)

項 目	年間予算	備 考
有料公園施設使用料	21,280	
行為許可使用料	300	
利用料金収入計	21,580	

<自主事業からの充当>

(単位：千円)

項 目	年間予算	備 考
充当額	500	

<指定管理委託費>

(単位：千円)

項 目	年間予算	備 考
県からの指定管理委託料	265,000	

<管理運営経費>

(単位：千円)

項 目	年間予算	備 考
維持管理費	261,989	
人件費	82,130	
事業費	147,000	
光熱水費	52,365	
展示・普及啓発	13,640	
調査・研究	500	
植物管理	37,096	
施設管理	29,480	
清掃	12,353	
警備業務	1,566	
事務費	26,859	
修繕費	6,000	
一般管理費等経費	25,091	
管理運営経費計	287,080	

事業収入 計	管理運営経費 計	差異
287,080	287,080	0